

熊本県保険医協会 F A X 情報（その6）

熊本地震で被災された方の一部負担金の支払いが猶予もしくは免除される取扱いについて、対象者に該当するか否かは、現時点では“患者の自己申告でよい”（罹災証明書等は不要）との旨、厚労省保険局医療課に確認しましたので、取り急ぎお知らせいたします。

（例）被災された患者さんが「家が半壊した」と申し出れば、一部負担金の支払いが猶予もしくは免除になります（平成28年7月末まで）。

なお、後日、保険者から患者さんに対して被災内容の確認が行われることがあるとのことです。

1. 対象者

- ① 住家の「全半壊」、「全半焼」又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が「死亡」、「重篤な傷病を負う」、「行方不明」の方
- ③ 主たる生計維持者が業務を「休止」、「廃止」、「失職」して現在収入がない方

2. 一部負担金の支払いが「猶予」される方

- ① 協会けんぽに加入されている方
- ② 熊本県内に所在する健保組合等に加入されている方

3. 一部負担金の支払いが「免除」される方

- ① 熊本県内の市町村国保に加入されている方
- ② 熊本県後期高齢者医療に加入されている方

4. 医療機関の窓口での確認

住所が熊本県内であることを確認し、対象者である旨（例：「住家が全壊」、など）をカルテ等の備考欄に記録します。

- ※ 一部負担金の猶予・免除の取扱いは、平成28年7月末までに行った診療、調剤、訪問看護とされております。
- ※ 入院時食事療養費・生活療養費に係る標準負担額については、猶予・免除の対象外とされており、これまでどおり徴収することとされております。
- ※ 一部負担金の猶予・免除にかかわらず、10割を保険請求します。
- ※ 介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。